

写

別紙様式第1号（第3関係）

平成27年7月24日

奈良市議会議長 浅川 仁様

質問者 宮池 明

文書質問票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的な内容	回答者
請願第13号「市立鶴舞幼稚園の民営化計画に関する請願書」が厚生消防委員会で審査されている。 請願書の理由説明には、12月18日に行われた鶴舞幼稚園に関する説明会で「奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関する要綱(平成26年10月1日奈良市教育委員会告示第16号)」が説明され	①説明会の中で「奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関する要綱」について、説明若しくは要綱についてふれられたことは事実としてありますか。 以下、1点目で事実が確認された場合 ②事実であれば、だれが・どのように説明されたのか。 ③この「奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関する要綱」はどのような要綱であり、基準であると理解されているのか。 たとえば、幼稚園における実体としての	子ども政策課

写

たことを伺わせる記述がある。このことから、子ども未来部子ども政策課に対して「奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関する要綱」に係る3点について、文書質問を行わせていただきます。

数値的基準で行政執行権における政策判断の基準なのか。又は、手続き的基準なのか。そして、手続きに着手するための基準なのか。

受付日	平成27年 7月24日
送付日	平成27年 7月 28日